

社会福祉法人れんげ福祉会  
女性活躍推進法（及び次世代法）に基づく一般事業主行動計画

女性活躍推進法（及び次世代法）に基づき、次のとおり行動計画策定する。

【計画期間】 2022年4月1日～2027年3月31日

【目標】 男性の育児休業取得率を50%以上とする（女性の育児休業取得率は過去実績で100%を達成）

【実施時期・取組内容】

2022年4月～9月 9月以降予定されている研修の準備を始める。

2022年9月～ 全管理職を対象として、部下の育児休業取得に関する制度や支援の方法について研修を行う

2022年10月～出産した女性職員、配偶者が出産した男性職員を対象に人事部門から社内の育児支援制度を案内し、制度の利用意向を確認する。利用意向有の場合は、所属部署の上司と総務部門が連携して職員の業務配分や部署全体の業務体制について見直し・調整を行う